

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

……（建設局公園緑地部公園課）……

告示

○歴史的建造物の選定

……（都市整備局都市づくり政策部緑地景觀課）……

○都市計画事業の事業計画の変更認可

……（同）……

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定

……（環境局環境改善部化学物質対策課）……

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除

……（同）……

○令和六年度管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定

……（保健医療局健康安全全部健康安全課）……

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定

……（建設局道路管理部監察指導課）……

○都立公園の位置、区域及び面積の変更

……（建設局公園緑地部公園課）……

○都立公園有料施設の設置

……（同）……

公告

○開発行為に関する工事完了

……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……

雑報

○当せん金付証票の発売委託
……（全国自治宝くじ事務協議会）……

規則

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第百十九号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第五 一の部（四）の項中「及び石神井公園」を「、石神井公園及び高井戸公園」に改める。

附則

この規則は、令和六年六月十五日から施行する。

告示

東京都告示第七百十七号

東京都景観条例（平成十八年東京都条例第百三十六号）第二十二条第一項の規定により、東京都選定歴史的建造物を次のとおり選定する。

令和六年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

名称 構造及び規模 所在地

上智大学一号館 RC造、地上四階地下一階建て 千代田区紀尾井町七番一号

鳳明館台町別館 木造、二階建て 文京区本郷五丁目十二番九号

東京都告示第七百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき令和二年東京都告示第千六百四十四号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称

荒川区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都都市計画公園事業第三・三・三十五号宮前公園

三 事業施行期間

令和二年八月十四日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

令和二年東京都告示第千六百四十四号、令和三年東京都告示第百四十一号及び令和五年東京都告示第百二十八号の事業地のうち、荒川区東尾久五丁目及び西尾久二丁目各地内において事業地を変更する。

使用の部分

変更なし

東京都告示第七百十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」とい

う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

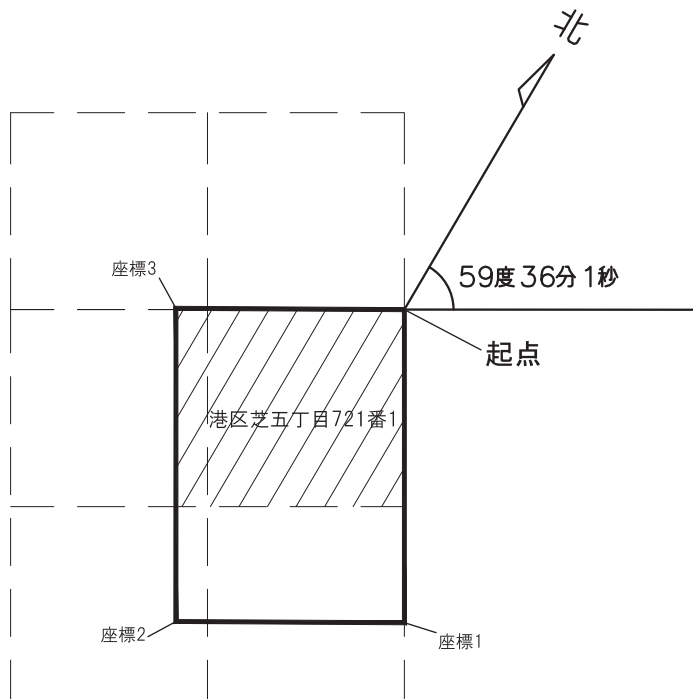
令和六年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区芝五丁目
地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 砒素及びその化合物

別 図



凡例

- 単位区画
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域

＜座標データ＞

座標1：X=-7721.0239 Y=-39260.8108
座標2：X=-7731.0618 Y=-39266.6245
座標3：X=-7739.1064 Y=-39252.9098

【起点】

起点は、座標値(X=-7729.0684、Y=-39247.0960)とする。
※座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標によって作成した。

【格子の回転角度(59度36分1秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百二十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第千七百七十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月十四日

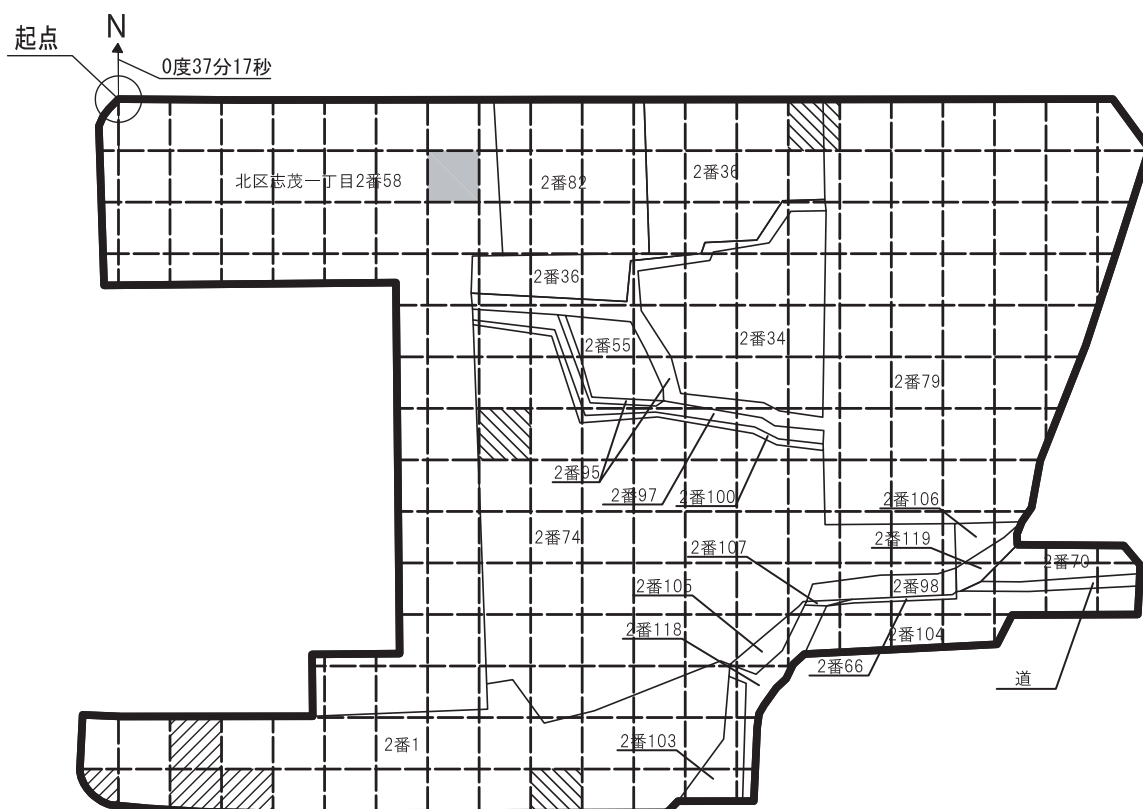
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区志茂一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
（令和6年東京都告示第133号により指定した区域）
- ▨ 形質変更時要届出区域
（令和5年東京都告示第1172号により指定した区域）
- 指定を解除する区域

【起点】

起点は、北区志茂一丁目2番58の最北端とする。

【格子の回転角度 0度37分17秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

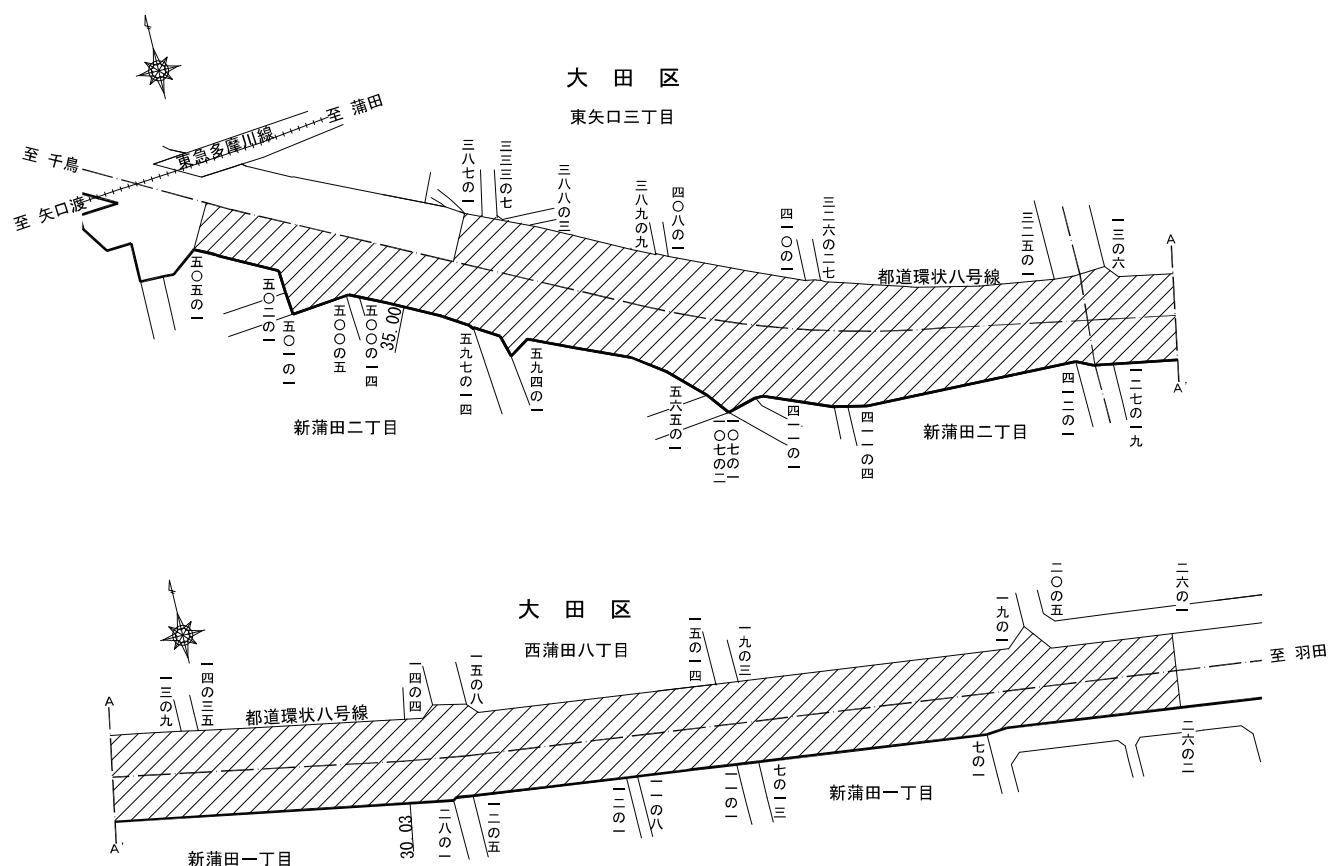
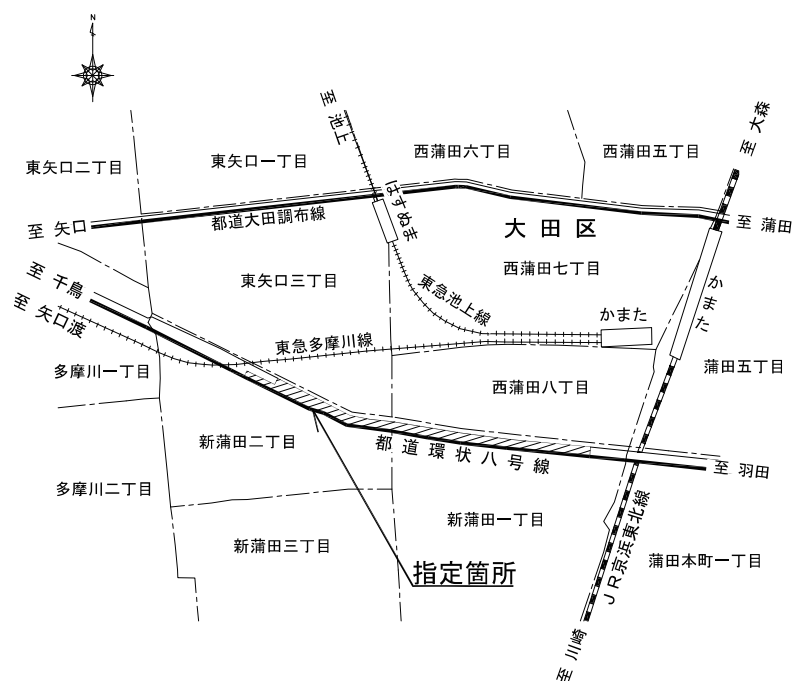
●東京都告示第七百二十一号 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。 令和六年六月十四日 東京都知事 小 池 百合子 一 講習会の主催者の名称及び所在地 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚〇一八 階 二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地 （一）管理理容師 令和六年九月三十日、同年十月一日及び同月七日 連合会館 千代田区神田駿河台三丁目二番十一号 （二）管理美容師 令和六年九月三十日、同年十月一日及び同月七日 連合会館 千代田区神田駿河台三丁目二番十一号 三 受講料 二万円 ●東京都告示第七百二十二号 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整	備すべき道路を次のように指定する。 令和六年六月十四日 東京都知事 小 池 百合子 一 路線名 都道環状八号線 二 指定する区間 大田区新蒲田一丁目二十六番二地先から同区新蒲田二丁目五百五番一地先まで 三 指定の概要 別図表示のとおり	
--	---	--

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道環状八号線

大田区新蒲田一丁目、新蒲田二丁目

指定区間

延長 七五〇・〇〇メートル
(電線共同溝予定名称 環状八号・七号)



●東京都告示第七百二十三号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第一百七号）
第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及
び面積を次のとおり変更する。

令和六年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立高井戸公園 別図のとおり 令和六年六月十

五日

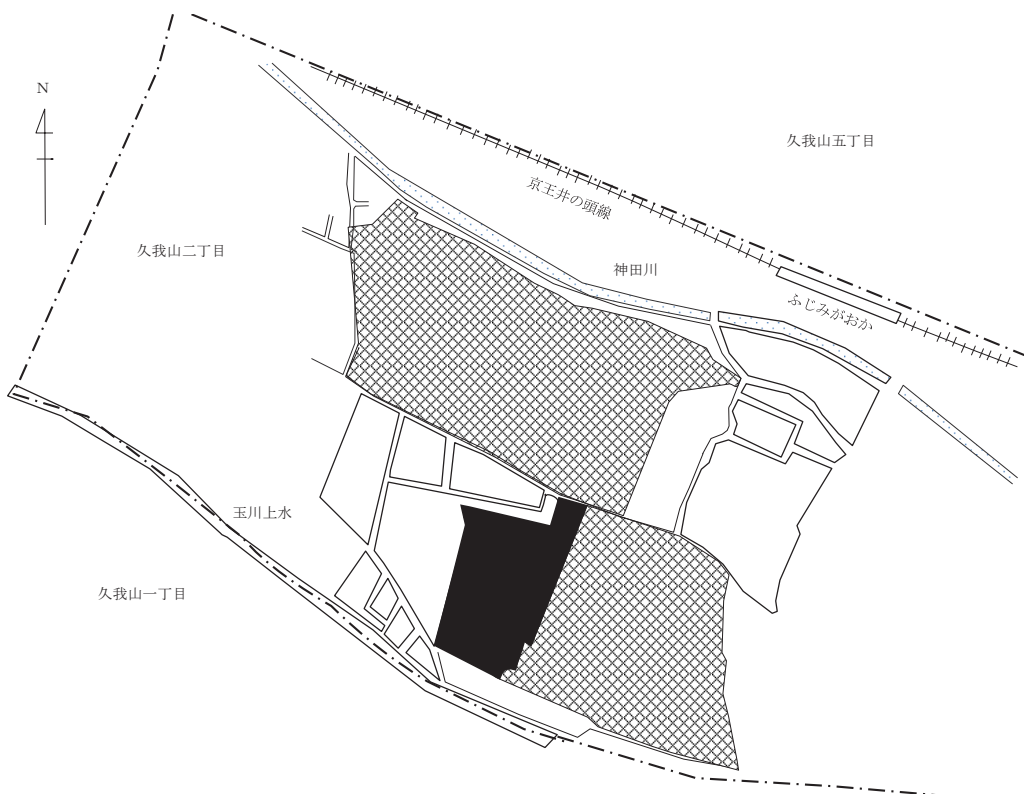
別図

東京都立高井戸公園 区域変更略図

変更箇所 杉並区久我山二丁目

変更前の区域 面積
追加区域 面積

変更前の区域	面積	九五、三二五・九一	平方メートル
追加区域	面積	一四、一一〇・〇二	平方メートル
変更後の面積		一〇九、四三五・九三	平方メートル



●東京都告示第七百二十四号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）
第三条第四項の規定により、次のとおり有料施設を設置す
る。

令和六年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称及び規模 東京都立高井戸公園テニスコート 四
面

二 設置年月日 令和六年六月十五日

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和六年六月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

三鷹市上連雀六丁目三百八十
九番二十六及び四百一番十五
小平市鈴木町一丁目四百七
十二番地四十

誠賀建設株式会社

代表取締役 樋口 賀大

東久留米市氷川台二丁目四百
二十番一の一部（第一工区）
西東京市東伏見三丁目八番
十三号

ティーアラウンド株式会社

代表取締役 大橋 博範

調布市小島町三丁目五十三番
西東京市南町六丁目十一番

二十二及び同番二十三

二十三号

有限会社大喜

代表取締役 岩本 吉広

西東京市向台町四丁目千二百

三十七番一

小平市鈴木町一丁目四百七

十二番地四十

誠賀建設株式会社

代表取締役 樋口 賀大

雑 報

当せん金付証券の発売委託について
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）
第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
れた日までに申請してください。

令和六年六月十四日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称
二	発売総額及び枚数

第千二十四回 全国自治宝くじ
三百六十億円 一億二千万枚

三 証票金額

一枚三百円

五 当せん金の額

発売額三十億円に対して十四億一千九百九十万

六 委託対象事務の範囲

当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

発売額三十億円に対して一億九千二百七十四万

八 その他発売経費

発売額三十億円に対して二億四千九百四十八万

九 受託申請期限

令和六年六月二十八日

係通達による。

名称

第千二十五回 全国自治宝くじ

発売総額及び枚数

百五十億円 五千万枚

位（三十億円を一単位（一ユニット）として五単位（五ユニット））。ただし、発売状況により、

原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

一枚三百円

令和六年九月十七日から同年十月十七日まで

発売額三十億円に対して十四億一千万円

当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

発売額三十億円に対して一億八千六百八十五万

八 その他発売経費

七千円
発売額三十億円に対して二億五千三百三十一万

九 受託申請期限
十 その他

令和六年六月二十八日
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関

係通達による。

東京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二一)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

一本
一箇

三〇円
六、六〇〇円
月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

三 鈴 印 刷 株 式 会 社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地一
電話 ○三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051